

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織イメージ（案）

構成員全体の会議（学期1回 年3回程度）

構成員

複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に係る教職員 など）

※下線部の教職員については、日常的な業務も行う。（日常的な関係者の会議）

心理の専門家（スクールカウンセラー など）

福祉の専門家（スクールソーシャルワーカー など）

その他の関係者（警察、少年サポートセンター など）

【役割】

学校基本方針に基づく具体的な取組の年間計画作成

いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証

学校基本方針の見直し

いじめの対応に関する検証

日常的な関係者の会議

構成員 複数の教職員

（管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に係る教職員など）

【役割】

いじめの相談・通報の窓口

いじめや問題行動等に係る情報の収集・記録・共有

いじめの疑いに係る情報があったら緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制の決定等といった対応を組織的に実施

重大事態の発生と調査

【学校がいじめの情報を受け重大事態であると判断した場合】

この「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により、迅速に調査を実施